

議案第14号

大口町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
施行条例の一部改正について

大口町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の  
一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町障がい者自立支援審査会の委員の任期を3年に変  
更することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



大口町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
施行条例の一部を改正する条例

大口町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例  
(平成18年大口町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に  
次の1条を加える。

(審査会の委員の任期)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平  
成18年政令第10号)第5条第1項の規定により条例で定める期間は、3年と  
する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

大口町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p><u>(審査会の委員の任期)</u></p> <p><u>第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項の規定により条例で定める期間は、3年とする。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(介護給付費等の額の特例)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条 略</u></p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p>(介護給付費等の額の特例)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p>